

(R03) 大阪府大手前庁舎来庁者駐車場営業事業者募集要項

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課が行う大阪府大手前庁舎における来庁者駐車場の営業事業者（以下「営業事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

(1) 設置目的

本件公募物件は、大阪府大手前庁舎へ来庁される方への駐車場所の確保を目的とします。なお、駐車場の利用は、どなたでも可能とします。

(2) 対象物件の面積及び最低使用料等

使用許可場所／所在地	使用許可面積	最低使用料（年額）	位置
大手前庁舎来庁者駐車場 大阪府庁本館西側 大阪府中央区大手前三丁目	1,586.41 m ²	金 18,878,100 円	別図

※ この要項では以下、使用許可物件を「駐車場」と呼称します。
本件使用料の徴収の際には、消費税相当分の加算は行われません。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が営業事業者に応募することができます。

(1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者
- ⑦ 府の指名停止措置を受けている者又は府の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けている者

(2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年を経過した者を含む。）であること。

- ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなく大阪府との契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4

号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。

- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (5) 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号又は第4号に該当しない者であること。
- (6) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。
- (7) 法令等の規定により営業等について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けているか又は確実に受ける見込みであること。
- (8) 令和2年12月1日現在で、大阪府内に本・支店又は営業所を有し、かつ大阪府内において100台以上の来客用駐車場の運営について実績を有する者であること。
- (9) 平成31～令和3年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

3 公募条件等

(1) 使用許可期間

使用許可の期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日とします。（駐車場設備等設置工事期間含む。）令和4年4月1日以降、継続して使用しようとする場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを条件として1年ごとに申請を行うことにより、最長、令和8年3月31日までの間、使用許可を受けることができます。

なお、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がある場合は、許可をしないときがあります。

(2) 使用料等

① 応募価格

応募価格は、大手前庁舎来庁者駐車場の年額使用料（消費税相当分の加算なし）を百円単位で記入してください。

② 使用料の納入

使用料は、大阪府の発行する納入通知書により、使用開始前又は許可年度開始前の大阪府が指定する期限までに許可年度分を全額納入（前納）してください。納入された使用料は、府条例に基づき原則として還付しません。

③ 年額使用料

1年間の使用許可期間の更新を受けた場合における年額使用料の額は、応募価格とします。

ただし、大阪府公有財産規則に基づく公有財産台帳価格の改定にともない、大阪府が算出した使用料（最低使用料）が応募価格を上回った場合は、大阪府が算出した額に改定することとします。

(3) 営業事業者が負担すべき経費

① 駐車場の営業に必要な各種手続きに要する費用

② 光熱水費その他経費の負担

駐車場の準備・営業等に必要な光熱水費及びその他維持管理に必要な経費の負担内容は、別紙「(R03)大阪府大手前庁舎来庁者駐車場営業事業者募集仕様書」の2に記載のとおりとします。

(4) 遵守事項及び使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

① 駐車場の運営、整備については、建築基準法、駐車場法その他の関係法令を遵守すること。

② 公募条件及び別紙「(R03)大阪府大手前庁舎来庁者駐車場営業事業者募集仕様書」を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付してください。

③ 駐車場を営業する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁止します。

④ 使用期間中に2-(7)にかかる許認可等の取消しを受けた場合は、直ちに当該許認可に係る営業を停止し、申し出てください。

4 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送で申し込む場合

申込受付期間 令和3年1月12日(火)～令和3年2月1日(月) 必着

送り先 〒540-8570 (住所地番記入不要)

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課庁舎管理グループ あて

持参される場合

申込受付期間 令和3年1月12日(火)～令和3年1月29日(金)

【午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先 大阪市中央区大手前3丁目2番12号(大阪府庁別館1階)

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課庁舎管理グループ

(2) 必要な書類(各1部)

- ① 応募申込書(大阪府所定様式)
- ② 誓約書(大阪府所定様式)
- ③ 誓約書(暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約)
- ④ 2-(8)にかかる実績が確認できる契約書の写し等
- ⑤ 会社概要等(会社パンフレットなど営業実態が判断できるもの)

(3) 電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

5 質問書

(1) 受付期間 令和3年1月13日(水)～令和3年1月20日(水)

【午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】 ※土曜日、日曜日は受付を行いません。

(2) 質問方法

質問書(大阪府所定様式)により、(1)の受付期間内に4-(1)の「提出先」にFAX又はご持参ください。(FAX 06-6944-6601)

FAX送付をされる場合は、送付後にその旨を連絡してください。

(3) 質問への回答日

令和3年1月27日(水)に大阪府ホームページ(庁舎管理課オリジナルホームページ内の公募情報のページ)に掲載します。

6 営業事業者の決定

(1) 営業事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める内容をすべて満たす事業者で、大阪府が設定する最低使用料以上で、かつ最高の応募価格で申し込みを行った者としてします。

(2) くじによる営業事業者の決定

最高の応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立ち合いのもと、くじにより決定します。

(3) 営業事業者の公表等

営業事業者の決定は、令和3年2月8日(月)の予定です。営業事業者を決定したときは、応募者に決定金額及び営業事業者名を通知するとともに、大阪府ホームページに決定金額及び営業事業者の氏名(法人の場合は法人名)を掲載します。

7 使用許可申請の手続き

営業事業者に決定した者は、令和3年2月26日(金)までに、行政財産使用許可申請書等を提出してください。併せて、「2 応募資格要件」の(6)に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発

行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から3か月以内のものに限る。）を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通

- ① 行政財産使用許可申請書（大阪府指定様式）
- ② 駐車場及び料金徴収設備等の設置場所の図面
- ③ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）
＜法人の場合＞…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、委任状、
＜個人の場合＞…印鑑証明書（市役所（町村役場）発行のもの）
- ④ 駐車場営業計画書（営業形態、営業時間、利用料金表等）
- ⑤ 工事計画書（整備内容、工事図面、工事工程表等）

8 営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手續きに応じなかった場合
- (2) 営業事業者が応募者の資格を失った場合又は2-(7)にかかる許認可等が得られなかった場合
- (3) 営業事業者の役員について、公有財産の管理、処分に係る暴力団排除措置要綱による警察本部長への照会により暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合

9 その他

使用許可の手續きに関する一切の費用については、営業事業者の負担とします。

応募申込書

<大阪府大手前庁舎来庁者駐車場>

令和 年 月 日

大阪府知事様

住所(所在地) (〒 _____)

氏名

(法人名)
代表者名

Ⓜ

(事務担当者)

所属部署

氏名

電話

大阪府大手前庁舎来庁者駐車場営業事業者募集について、募集要項及び募集仕様書の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 提案使用料

所在地	場所	使用許可面積	応募価格			
大阪府中央区 大手前三丁目	大手前庁舎 来庁者 駐車場	1,586.41 m ²				0 0 円

- ※ 1. 応募価格は、大阪府が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
2. 応募価格は、年額として、百円単位で記入してください。
3. 金額は算用数字（アラビア数字）で記入してください。
4. 初めの数字の頭に¥をいれてください。

2 添付書類

- ① 誓約書（大阪府所定様式）
- ② 誓約書（暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約）
- ③ 2-(8)にかかる実績が確認できる契約書の写し等
- ④ 会社概要等（会社パンフレットなどの営業実態が判断できるもの）

誓 約 書

私は、大阪府が実施する大阪府大手前庁舎来庁者駐車場営業事業者募集の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、「(R03) 大阪府大手前庁舎来庁者駐車場営業事業者募集要項」及び「(R03)大阪府大手前庁舎来庁者駐車場営業事業者募集仕様書」について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 営業事業者の決定に関して、大阪府ホームページに決定金額及び営業事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所
(所在地)

氏 名
(法 人 名)
(代 表 者 名)

Ⓜ

誓約書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

1. 私は、大阪府暴力団排除条例第 2 条第 2 号及び第 4 号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2. 私は、大阪府暴力団排除条例第 2 条第 2 号及び第 4 号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
3. 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。
4. 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。

大阪府知事 様

令和 年 月 日

申請者

住 所

(所在地)

氏 名

〔 法 人 名 〕
〔 代 表 者 名 〕

印

生年月日

